



平成 27 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社雑貨屋ブルドッグ
代表者名 代表取締役 久岡 卓司
(J A S D A Q ・ コード 3 3 3 1)
問合せ先 取締役 細見 克行
電 話 0 6 - 6 2 6 0 - 5 5 0 5

当社前取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 26 日付におきまして、下記のとおり当社前取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起しましたので、お知らせいたします。本訴の提起につきましては、会社法第 386 条第 1 項の規定により監査役が当社を代表することとなります。

記

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日

静岡地方裁判所浜松支部 平成 27 年 2 月 26 日

2. 本件訴訟を提起した者（原告）

- (1) 名 称 株式会社雑貨屋ブルドッグ
- (2) 本 店 所 在 地 静岡県浜松市中区鴨江二丁目 57 番 28 号
- (3) 訴訟における代表者 当社常勤監査役 杉本 敏彦

3. 訴訟を提起した相手（被告）

当社前取締役会長 内山 恭昭
当社前代表取締役 小楠 昭彦

4. 訴訟の内容および損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容

会社法第 423 条第 1 項に基づく損害賠償請求事件

(2) 請求金額

金 348, 157, 776 円およびこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまでの民法所定の年 5 % の割合による金員

5. 請求原因の概要

当社においては、既に公表しておりますとおり、被告が取締役会長ないし代表取締役社長として当社の経営にあたった平成22年8月期第2四半期から平成25年8月期第2四半期までの、各第2四半期決算および各通期決算において、棚卸資産の過大計上および過小計上などの不適正な会計処理が行われていたことが判明しました。このため、当社においては、かかる不適正な会計処理の実態解明のための調査や有価証券報告書および四半期報告書に係る訂正報告書の提出等を行うことを余儀なくされ、上記請求金額に相当する損害を被りました。

当社は、上記不適正な会計処理に係る被告両名の任務懈怠責任を認識しており、被告両名の任務懈怠責任を追及するため、本件訴訟を提起するものであります。

なお、当社は、上記損害賠償請求権を保全するため、静岡地方裁判所浜松支部にて両被告の財産の一部について仮差押命令の申立を行い、同裁判所より申立が相当と認められ仮差押命令の発令を得ております。

6. 今後の見通し

本件訴訟につきましては、当社の業績に与える影響を含め、今後の進展に応じて情報を開示する予定であります。

本件訴訟につきまして、株主様をはじめ関係各位にご心配をおかけすることになるかと存じますが、当社における過去の不適正な会計処理に係る責任の所在を明らかにすることは、会社経営の規律を将来に向けて維持する観点から必要であると思料いたしております。

今後も、不適正な会計処理の再発防止と継続的な改善に取り組み、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めてまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上